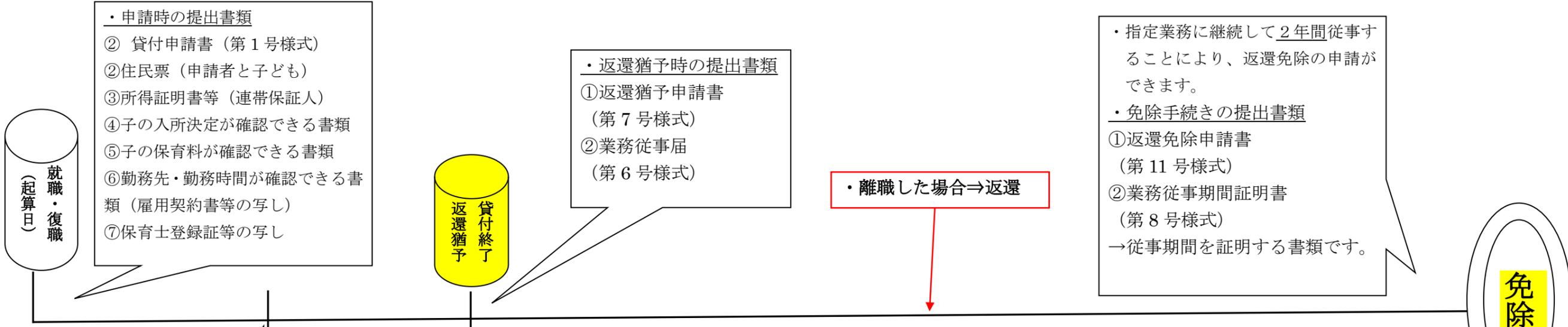


《貸付決定から返還免除に至るまでの図》

※各種様式は本会ホームページからダウンロードしてください。

保育料一部貸付金



- ・申請時の提出書類
- ② 貸付申請書 (第1号様式)
- ② 住民票 (申請者と子ども)
- ③ 所得証明書等 (連帯保証人)
- ④ 子の入所決定が確認できる書類
- ⑤ 子の保育料が確認できる書類
- ⑥ 勤務先・勤務時間が確認できる書類 (雇用契約書等の写し)
- ⑦ 保育士登録証等の写し

- ・返還猶予時の提出書類
- ① 返還猶予申請書 (第7号様式)
- ② 業務従事届 (第6号様式)

- ・指定業務に継続して2年間従事することにより、返還免除の申請ができます。
- ・免除手続きの提出書類
- ① 返還免除申請書 (第11号様式)
- ② 業務従事期間証明書 (第8号様式)
- 従事期間を証明する書類です。

・離職した場合⇒返還

免除

貸付金交付
(2回目/6カ月分)
原則として就職・復職
日から5か月後

- ・年度途中や年度末に、対象施設等へ転職した際の提出書類
- ① 業務従事届 (第6号様式)
- ② 業務従事期間証明書 (第8号様式)
- 注) 転職する際は、対象施設に該当しているか事前に本会まで連絡してください。

※前職と現職の期間が空いてしまうと、返還の対象となります。原則、継続して2年間の従事が免除の要件となります。

- ・契約時の提出書類
- ① 消費貸借契約書 (第2号様式)
- ② 振込口座申請書 (第3号様式)
- ③ 印鑑登録証明書 (申請者、連帯保証人)
- ※契約締結後、貸付金分割交付 (1回目/6カ月分)。

貸付対象
以下の①～④すべてを満たす者

- ① 対象施設※に新たに勤務する者又は産後休暇、育児休業から復帰する者
- ② 申請時において週20時間以上勤務している者
- ③ 就職(復職)して3ヵ月以内の者
- ④ 未就学児が対象施設※に入所している(する)者

※(対象施設一覧)
ア: 保育所 イ: 預かり保育を常時実施する幼稚園 ウ: 認定こども園へ移行予定の幼稚園
エ: 幼保連携型認定こども園 オ: エ以外の認定こども園 カ: 家庭的保育事業
キ: 小規模保育事業 ク: 居宅訪問型保育事業 ケ: 事業内保育事業
コ: 病児保育事業 (届け出を行ったもの) サ: 一時預かり事業 (届け出を行ったもの)
シ: 離島その他の地域において特例保育を実施する施設
ス: 認可外保育施設のうち地方公共団体における単独施策において保育を行っている施設
セ: 企業主導型保育事業

※詳細については本会までお問い合わせください。(098) - 882 - 5703